

【課題】

高齢単身世帯の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立し、制度の狭間にいる人々や、グローバル化の進展に伴い増加する外国籍県民などを地域全体で支えるため、地域福祉の担い手が互いに連携・協働するまちづくりが必要になっています。

また、県は、高齢者や障がい者などが自らの意思で自由に移動し、社会参加することができる「まちづくり」の実現に向け取組みを進めてきましたが、ハード面での環境整備だけでなく、誰もが必要とする情報にアクセスできるよう、ソフト面での環境整備を含め、バリアフリーの街づくりをより一層推進する必要があります。

さらに、東海地震など大規模災害発生 of 切迫性が指摘される中、自力避難が困難な高齢者や障がい者、外国籍の方々などを災害から保護するため、平常時から避難支援体制を構築しておくことが重要です。

【施策の方向性】

○ 地域における支え合いの推進

地域住民による「多世代居住のまちづくり」や「住民組織による地域支え合い活動」の普及、ボランティア活動の推進を図るとともに、民生委員・児童委員や企業等営利団体など、地域福祉の担い手による見守り活動の充実を図ることにより、地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

また、NPO法人等**非営利団体**との**連携・協働を推進するとともに**、外国籍県民の**生活に関する相談や、介護分野への就労支援等**の取組みを通して、**外国籍県民の暮らしやすさを支援**します。

○ バリアフリーの街づくりの推進

公営住宅、公共施設等のバリアフリー化など、ハード面での環境整備を図るとともに、ソフト面における情報アクセシビリティの向上や**手話の普及**を図ることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりを推進します。

○ 災害時における地域支援体制の促進

平常時から介護職員等を派遣する団体間の連携強化や人材育成を図ることにより、**大規模災害時にも機能するネットワーク体制を整備するとともに**、災害時に備えた多言語情報の提供や災害時通訳ボランティアの拡大による外国籍の方々への支援の充実に図ることで、災害時も支え合うまちづくりを**推進**します。

(1) 地域における支え合いの推進

支援策 8 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

ア ボランティア活動の推進

- ボランティア活動に関する総合相談や情報提供を実施するとともに、ボランティアコーディネーター等を育成します。(民間)【地域福祉課】
- セルフヘルプ等当事者団体の活動を支援します。(民間)【地域福祉課】
- 市町村ボランティアセンターの機能強化を支援するなど、地域におけるボランティア活動を支援します。(民間)【地域福祉課】

イ 地域支え合い活動の普及と促進

- 平成 23 年度に実施した「地域の支え合い活動モデル調査研究事業」で取りまとめた「住民組織による地域の支え合い活動事例集」を県ホームページに掲載し、地域支え合い活動を普及します。(県)【地域福祉課】
- 少子高齢化や空き家の発生によって活力が低下している住宅地において、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み互いに支え合い、誰もがいきいきと生活できる「多世代居住のまちづくり」を推進するため、普及啓発、地域への展開、担い手養成講座等を実施します。(県)【住宅計画課】
- 老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティア等からなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者の世帯等を訪問し、相談相手や話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。(県)【高齢福祉課】
- 市町村老人クラブが行う「友愛訪問活動」を支援します。(県)【高齢福祉課】
- 入居者の高齢化が進んでいる県営住宅において、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生していきます。(県)【公共住宅課】

ウ 民生委員・児童委員の育成と活動支援

- 児童委員、主任児童委員に対して児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等をテーマにした研修を実施します。(県)【子ども家庭課】
- 民生委員・児童委員への研修を実施するとともに、民生委員・児童委員が行う一人暮らし高齢者世帯等への訪問活動などに対し、支援します。(県(政令市・中核市は別に実施)【地域福祉課】

エ 子育て支援活動の促進

- **事業者や個人・団体等が取り組む**子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を「子ども・子育て支援大賞」等として表彰し、自主的な子ども・子育て支援活動の活性化

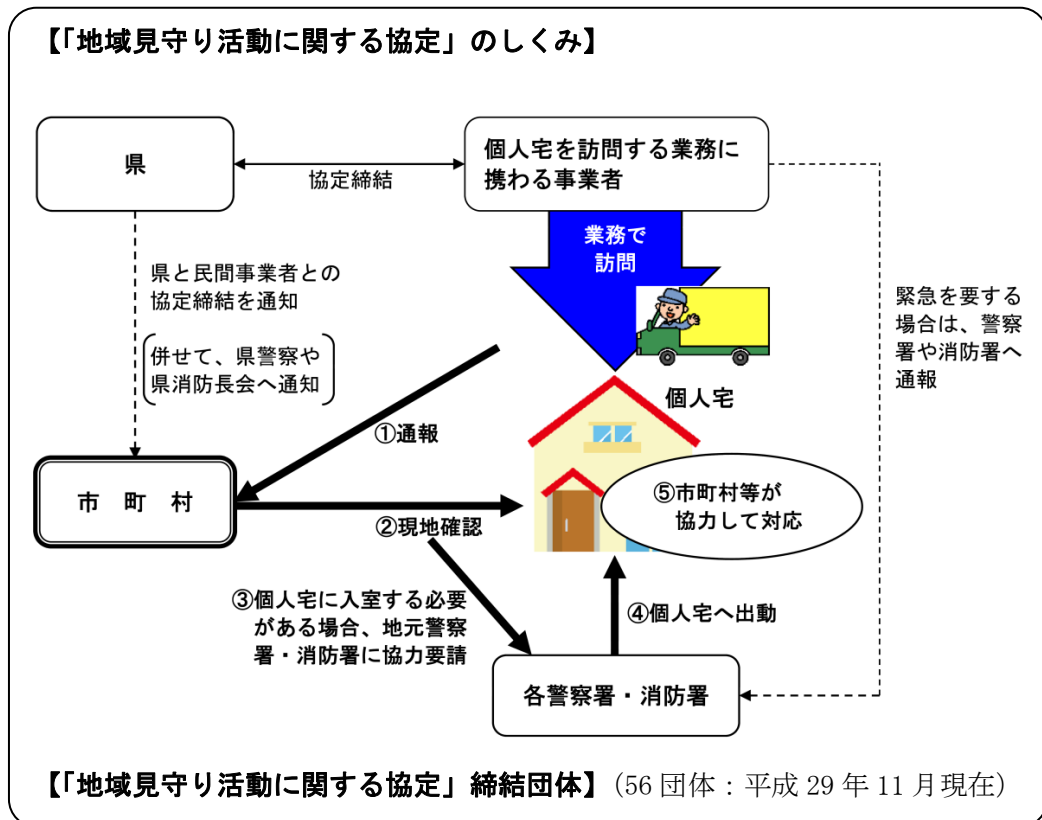
と県民総ぐるみの取組みへの機運醸成を図ります。(県)【次世代育成課】

オ 地域見守り活動の推進

- 誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と地域見守り活動を進めるための協定を締結します。(県、民間)【地域福祉課】

カ 買い物弱者への支援

- 地域における買い物弱者の実態を把握し、必要な支援を検討します。また、平成 23 年に作成した「地域支え合いによる買い物支援・見守り活動事例集」を改訂し、市町村やNPO法人等に情報提供することで、買い物弱者を支援します。(県)【地域福祉課】



人命救助につながった活動例

- ・ 70代一人暮らしの住人宅で、新聞が3日分たまっていたため異変を感じ、市へ通報。市職員と不動産管理会社社員が訪問したところ、チェーンがかかっており、ドアの隙間から倒れている住人を発見したため、チェーンを切断し、消防へ通報、救急搬送された。
- ・ 70代の女性宅に週に1度宅配し、配達時はいつも商品を直接渡していた。通報した日はロックをし、声をかけても応答がなかったことから、玄関口まで入ったところ、奥からか細い声で救急車を呼んでほしいと聞こえたため、消防へ通報し、救急搬送された。

支援策9 NPO法人等との協働・連携によるまちづくりを推進します。

ア NPO法人等との協働

- 地域の課題を効果的に解決するため、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、先進性、専門性、行動力といった特性をもつNPO法人等との協働を推進します。

【ボランティア団体等と県との協働事業の例】【青少年課】

協働事業実施団体；特定非営利活動法人 ミニシティ・プラス

事業開始年度；平成26年度

事業の内容；NPO法人ミニシティ・プラスと県（青少年課、商業流通課、都市整備課、高校教育課）が協働して、まちづくりに積極的に関わろうとする県内各地の小学校高学年から高校生までの子どもを「特命子ども地域アクター」として養成し、担い手不足、マンネリ化等の課題を抱える地域まちづくりの現場へと派遣する。

支援策 10 外国籍県民の暮らしやすさを支援します。

ア 生活に必要な情報の提供

- 多言語生活情報誌「こんにちは神奈川」の作成や、県ホームページにおける多言語情報提供等により、外国籍県民を支援します。(県)【国際課】
- 日本語を母語としない外国籍県民や来県する外国人からの医療や保健、防災などの生活や安全・安心に関わる問合せに応じるコールセンター(多言語ナビ)を設置し、多言語による情報提供と支援の充実を図ります。(民間)【国際課】

イ 相談支援の実施

- 「地球市民かながわプラザ」等において外国籍県民相談を実施します。(民間)【国際課】
- 外国籍の方が受けた労働問題や労働トラブルについて、専門相談員(大学教員や弁護士)が通訳とともに相談に応じます。(県)【労政福祉課】

ウ 介護分野への就労支援

- 外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談や、福祉介護現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行い、新たな介護人材の確保につなげます。(県)(再掲)【地域福祉課】
- 外国籍県民等を対象に、介護職員初任者研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所等への職業紹介、就労あっせんまでを行うことで資格取得から就労までを一貫して支援し、新たな介護人材の参入を促進します。(県)(再掲)【地域福祉課】
- 就労予定、就労中の外国籍の方に対して、福祉介護現場に必要なビジネスマナー研修の機会を提供し、福祉介護の仕事に定着につなげます。(県)(再掲)【地域福祉課】
- 外国人介護職に対する介護現場でのコミュニケーションや実務等に関する相談や、外国人介護職を雇用する事業主に対する労務や職場環境の相談など、外国人の悩みや介護現場の実情に詳しい相談員を配置した相談窓口を設置し、外国人介護職の養成、定着を促進します。(県)(再掲)【地域福祉課】

エ 教育環境の整備

- 在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く在籍している高等学校に、外国籍生徒支援担当者(職員)を置き、県高校教育課と必要な支援について協議の上、日本語を母語としない生徒支援に必要な通訳や支援者(サポーター)を派遣します。(県)【高校教育課】

(2) バリアフリーの街づくりの推進

支援策 11 バリアフリーの街づくりを推進します。

ア バリアフリー化を推進するための取組み

- バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民の意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信の取組みを進めます。(県、市町村、民間)【地域福祉課】
- 「バリアフリーフェスタかながわ」の開催や「神奈川県バリアフリー街づくり賞」の実施、「カラーバリアフリーの普及啓発」等により、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発を推進します。(県、市町村、民間)【地域福祉課】
- (心のバリアフリーに関する記載について整理中)

イ 公営住宅のバリアフリー化

- 県営住宅の建替にあたって、**すべての**住戸について室内の段差解消や手すりの設置など「バリアフリー化」を進め、一部の住戸については、高齢者向けの特定目的住宅として供給します。(県)【公共住宅課】
- 既存の県営住宅においても、段差の解消や手すりの設置等を計画的に行うとともに、居住者の必要に応じて、バリアフリー化を行い、高齢者等に配慮した住環境を整備します。(県)【公共住宅課】

ウ 公共施設のバリアフリー化

- 既存の公共施設の改良・改造を行う市町村等に対し、財政的支援を実施します。(市町村、一部事務組合)【市町村課】

エ 歩道や道路のバリアフリー化

- **県道及び補助国道**において、高齢者や障がい者など、誰もが自らの意思で自由に移動できるよう、幅の広い歩道や段差のない歩道の整備に取り組みます。(県)【道路管理課】
- 高齢者や障がい者などが安心して道路を横断できるように、バリアフリー**対応の信号機等**の整備を推進します。(県)【警察本部(交通規制課)】

オ 公共交通機関のバリアフリー化

- 高齢者や障がい者など、誰もが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるようにするため、鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備を支援します。(市町村)【交通企画課】
- NPO法人との協働により、市町村担当者向け**福祉有償運送**制度説明会や福祉有償運送制度の普及啓発のための研修を実施します。(県)【地域福祉課】



「バリアフリーフェスタかながわ」の様子。

下2枚：第9回神奈川県バリアフリー街づくり賞（平成28年度実施）

ハード部門受賞「ちがさきの木魂^{こだま}」（地域に開放されたカフェを設置するなど、地域の人達にも自然に使ってもらえるよう工夫して設計された障がい者施設）



左：施設の概観

右：地域に開放されたカフェ



支援策12 情報アクセシビリティの向上を図ります。

ア 県の情報提供の充実

- 県が提供するウェブサイトのウェブアクセシビリティの維持・向上及びJIS規格に基づく検証・試験を実施します。（県）（一部再掲）【情報システム課】
- 閲覧者が音声読み上げ、ルビ振り等の機能を利用できるホームページ閲覧支援サービスにより、県ホームページのバリアフリー化を推進します。（県）【知事室】

イ 手話の普及

- イベント等を活用し、ろう者とろう者以外の方の交流の場を設け、県民が実際に

手話と出会う機会をつくりながら、手話の普及推進を図るとともに、学校で手話を学ぶ機会や手話を学ぶための仕組みを充実するよう取り組みます。(県) (一部再掲)

【地域福祉課】

- 民間事業者、関係機関に対して幅広く働きかけ、手話やろう者への理解を促進するなど、手話を使用しやすい環境を整備します。(県)【地域福祉課】
- **手話という言葉でろう者に情報を伝えるため**、知事定例記者会見に手話通訳者を配置します。(県)【知事室】
- 県の合同庁舎等にタブレット型端末を配備して、ろう者とろう者以外の者のコミュニケーション支援の充実を図るため、遠隔手話通訳サービスを提供します。(県)【地域福祉課】

(3) 災害時における福祉的支援の充実

支援策 13 災害時における福祉的支援の充実を図ります。

ア 災害救援ボランティアへの支援

- 平常時から、地域の中で顔の見える関係づくりや災害救援ボランティアのネットワーク化を図るとともに、地震等の災害が発生した際に、県内外から参集するボランティアを被災地の状況に合わせて効果的な活動ができるようコーディネートする人材を育成します。(県)【NPO 協働推進課】
- 大規模災害時に、災害多言語支援センターを設置し、外国人被災者に情報提供と通訳・相談を行うため、災害時通訳ボランティアに対する研修を行います。(民間)【国際課】

イ 要配慮者支援の充実

- 大規模災害時に、高齢者や障がい者等への福祉的支援を行う介護職員等を派遣するため、支援を行う団体間の連携強化や人材育成を行います。(県、民間)【地域福祉課】

ウ 県内避難者への支援

- 県内避難者の安定した生活や早期帰還のため、関係団体等と連携し、避難者の状況に**応じて戸別訪問の面談を行う等**、きめ細かな支援を行います。(県、関係団体)【災害対策課】

エ 地域支援体制の促進

- 災害時における地域支援体制を促進するため、民生委員・児童委員、行政や社会

福祉協議会の地域福祉担当職員等を対象とした研修や会議等を活用した情報提供を行います。(県)【地域福祉課】

オ 市町村への支援

- 市町村が福祉避難所を確保・運営していく上で、**実態を把握し、市町村に情報提供する等、必要な支援等**を行います。(県)【地域福祉課】

【県社会福祉協議会の取組み 避難行動要支援者への支援】

県社会福祉協議会内に設置されている福祉施設種別ごとの協議会をはじめ、福祉従事者のネットワークとの連携により、福祉的な配慮が必要な要支援者を支援します。

また、支援体制の整備を図るため、関係機関によるネットワークづくりに取り組みます。

【かながわシェイクアウト(いっせい防災訓練)】

地震災害から「いのち」を守るためには、自らの身は自らで守る「自助」が重要です。

「自助」は、家族や友人、地域の方々と助け合う「共助」につながります。

県では、「自助」の意識の向上を図るため、県民・事業者・行政機関などに広く参加を呼びかけ、地震発生時の安全確保行動を県内全域で行う「かながわシェイクアウト(いっせい防災行動訓練)」を実施しています。

